

消費生活センターは 身近な暮らしのアドバイザーです



◀身に覚えのない
請求が
スマホに届いた!

毎年300件を超える相談が寄せられる
石狩市消費生活センター。ここでは、
主な相談事例をご紹介します。

断り切れず▶
契約したが
解約したい!

強引な勧誘に
迷惑している!

お試しのつもりで
注文したら
定期購入だった...



相談事例

- 不審な電話、架空請求、宅配便の不在通知を装ったフィッシングメールやSNSに関するトラブル
- 賃貸アパートなど退去時の原状回復・修繕費に関するトラブル
- スマホ契約などインターネット通信利用契約でのトラブル
- ネットショッピングでのトラブル
- 化粧品や健康食品など、定期購入でのトラブル

例えば、皆さんは次のような悩みを抱えていますか?

「ダイエットサプリメントが特別価格で100円という動画広告を見て申し込んだが、商品が届くと2回目からは5千円の定期コースで、5回以上の継続が条件だと分かった。最初から分かっていたら申し込まなかった。返品して解約したいが、事業者には電話が繋がらない」

石狩市消費生活センターは、事業者と消費者の間で起こるトラブルの解決に向けたあつせんを行っています。消費生活相談員が電話またはセンターで、市民の皆さんから直接お話を伺い、トラブルの解決に向けた事業者との交渉方法や、詐欺・悪質商法の被害に遭わないためにはどうしたらよいかなどのアドバイスをします。

また、年に数回イベントも開催しています。5月の消費者月間には

消費生活のトラブルは、ぜひこちらへご相談を!



石狩市消費生活センター

「消費者大会」として、パネル展や警察・消費生活アドバイザーなど、いろいろな専門分野の講師を招いて、暮らしに役立つ講演会を行います。さらに、消費生活バス研修では、工場見学などをしながらバスの中で楽しく消費生活について学ぶほか、10月にはスマホの適切な使用方法を学ぶ、シニア向けスマホ教室も実施します。

消費生活の専門機関「消費生活センター」は、皆さんの身近な暮らしのアドバイザーです。一人で悩まず、困った時はご相談ください。相談は無料で、秘密は厳守します。

石狩市消費生活センター ☎ 75・2282 所 市役所1階 回 平日10時～16時

土・日・祝日は 消費者ホットライン188(局番なし) にご相談を!

広告

広告

広告